

特定非営利活動法人 KHJ 全国ひきこもり家族会連合会
事業委員会規程

規程第 8 号

(目的)

第1条 本規程は、「特定非営利活動法人 KHJ 全国ひきこもり家族会連合会」(以下「当団体」という。)定款第 5 条に基づき、事業委員会の運営に関する基本的事項を定めることを目的とする。

(事業委員会の構成)

第 2 条 事業委員会は、理事、相談役、当該事業委員会の委員長、事業企画担当者をもって構成する。

2 事業委員会の委員長は、理事会において選任する。

3 相談役、事業企画担当者は事業の必要性に応じて選任することができる。

(事業委員会の権能)

第 3 条 事業委員会は、次の事項を議決する。

(1) 総会に付議すべき事項

(2) 総会の議決した事項の執行に関する事項

(3) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

(事業委員会の開催)

第 4 条 事業委員会は、次に掲げる場合に開催する。

(1) 事業委員長が必要と認めるとき。

(2) 委員総数の 2 分の 1 以上から事業委員会の目的である事項を記載した書面により招集の請求があったとき。

(事業委員会の招集)

第 5 条 事業委員会は、事業委員長が招集する。

2 事業委員長は、前条第 2 号の場合にはその日から 14 日以内に事業委員会を招集しなければならない。

3 事業委員会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面、又はファクシミリ、又は電磁的方法により、開催の日の少なくとも 3 日前までに通知しなければならない。

(事業委員会の議長)

第 6 条 事業委員会の議長は、事業委員長がこれにあたる。

(事業委員会の議決)

第 7 条 事業委員会における議決事項は、第 5 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項並びに事業委員会時の提出審議事項とする。

2 事業委員会の議事は、委員総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(事業委員会の表決権等)

第 8 条 各委員の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため事業委員会に出席できない委員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。

3 前項の規定により表決した委員は、前条及び次条第 1 項の適用については、事業委員会に出席したものみなす。

4 事業委員会の議決について、特別の利害関係を有する委員は、その議事の議決に加わることができない。

(事業委員会の議事録)

第 9 条 事業委員会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 委員総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者にあつては、その旨を付記すること。）

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及び事業委員会において選任された議事録署名人の2名が、記名押印又は署名しなければならない。

(委任)

第10条 本規程に定める外、必要な細目事項は、理事会の議決を得て理事長が別に定める。

(改正)

第11条 本規程を改正するときは、理事会の議決を得なければならない。

附則

本規程は、平成28年6月26日から施行する。

令和5年4月27日 改正